

島田榛北勤労者福祉共済会慶弔共済金給付規程

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、島田榛北勤労者福祉共済会規約（以下「規約」という。）第 27 条に基づき、規約第 4 条第 1 号に規定する会員相互による共済事業実施に伴う慶弔共済保険金等（以下「共済金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔共済事業の実施)

第 2 条 島田榛北勤労者福祉共済会（以下「共済会」という。）が実施する共済金の給付の範囲及び内容は、別表の慶弔共済保険金等給付一覧表のとおりとする。

2 前項に規定する共済金は、共済会が一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）との間に締結する自治体提携慶弔共済保険（全福ネット慶弔共済保険）契約に基づいて実施するものとする。

(慶弔共済事業の細目)

第 3 条 共済会が実施する共済金に係る認定基準、支給手続、その他の細目については、この規程に定めるもののほか、全労済協会が定める自治体提携慶弔共済保険金支払の手引き（以下「支払の手引き」という。）によるものとする。

(給付の申請等)

第 4 条 会員に慶弔共済事由が発生したときは、共済会の慶弔共済保険金等給付事由発生申告書（以下「申告書」という。）に全労済協会の定める請求書等及び支払の手引きに定める書類を添付し、速やかに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定により提出された申告書及び請求書等の内容を審査し、適当と認めるときは、共済金を給付するものとする。

(給付の停止)

第 5 条 会長は、会員が規約第 7 条に基づく会費の納入を怠っているときは、当該会員に対する共済金の給付を停止することができる。

(請求期間)

第 6 条 共済金の請求有効期間は、慶弔共済事由が発生した日から起算して、3 年以内とする。

(虚偽又は不正の申請)

第 7 条 会長は、会員又は共済金の受取人による虚偽又は不正行為が明らかになったときは、当該共済金の申請を取消し、すでに共済金の給付がなされたときは、共済金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。